

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】 * 政省令案のパブリックコメントの整理中

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 ((令和2年度の在学学生(既入学者も含む) から対象))
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額(試算) 約7,600億円
 (国：約7,100億円 地方：約500億円)

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール
 令和元年 6月 予約採用の受付開始
 9月中下旬 対象大学等の公表
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

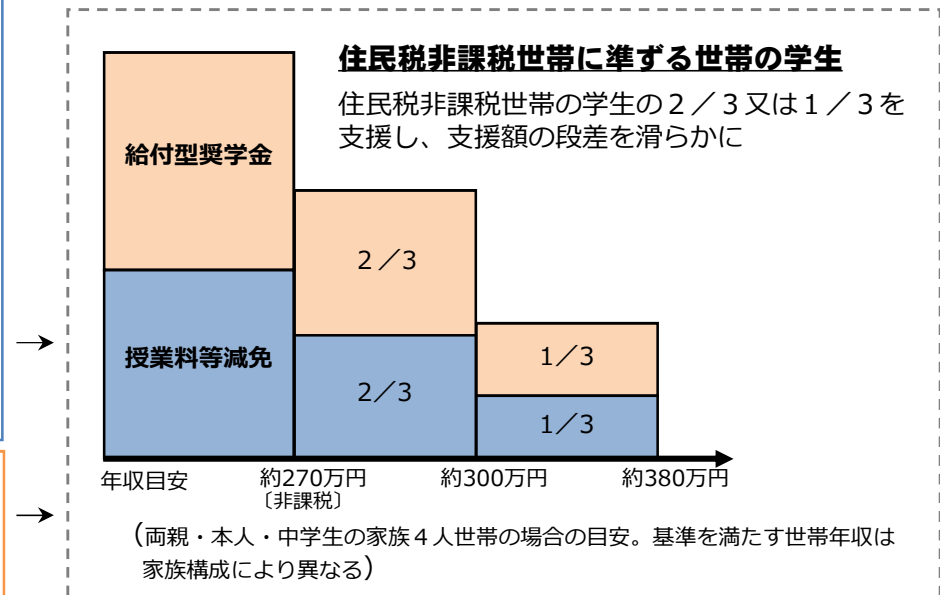
○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

- (1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】
※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）
- (2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。【第7条】
(参考) 支援の対象となるための要件（省令で規定）
 - ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
 - ・外部人材の理事への複数任命
 - ・適正な成績管理の実施・公表
 - ・法令に則った財務・経営情報の開示
 - ・経営に問題のある大学等でないこと
- (4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

- (1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】
- (2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】
- (3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

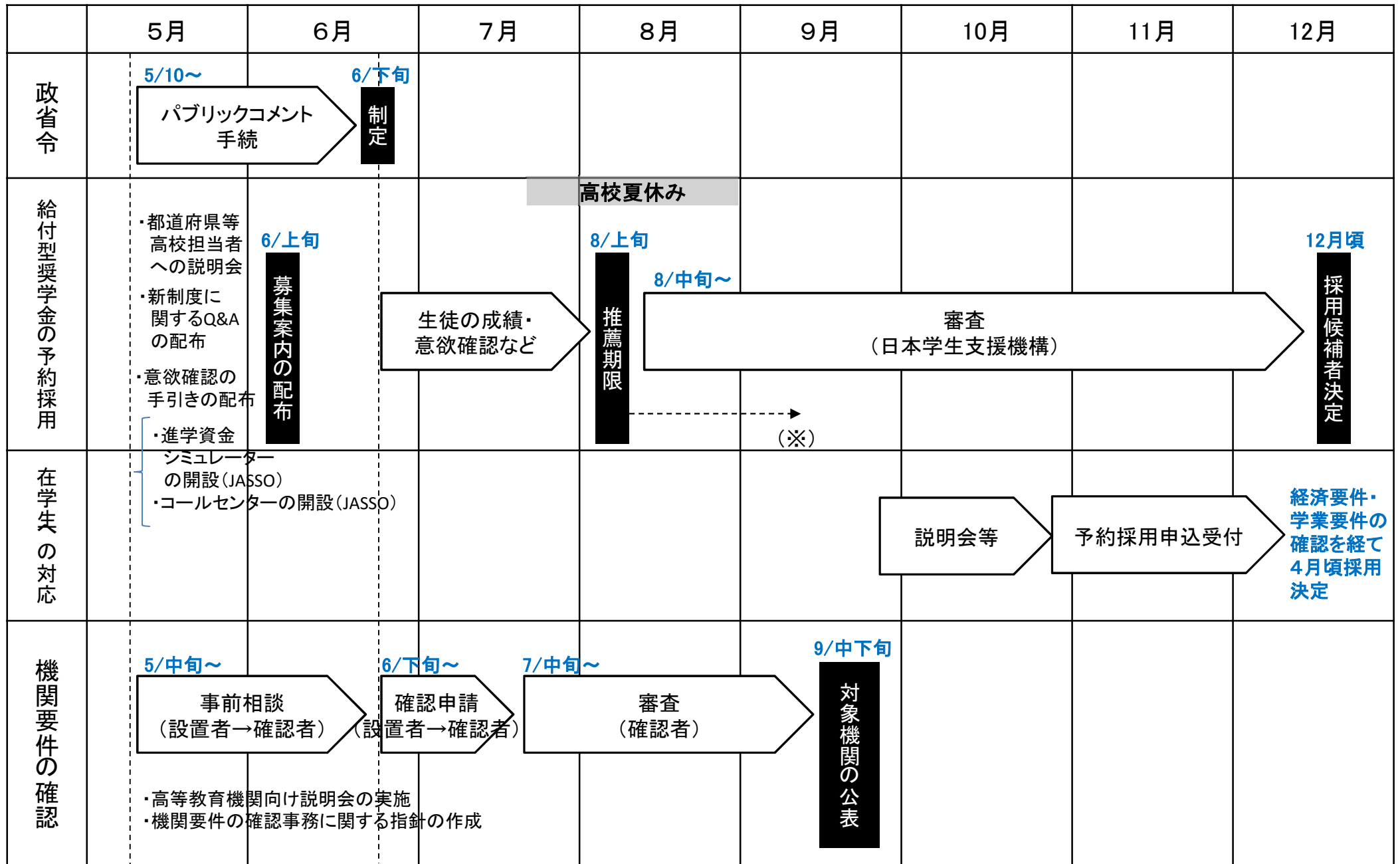
III. その他

- (1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】
- (2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- 令和2年4月1日を予定。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

2019年のスケジュール



(注1)「確認者」・・・国立大学、私立大学等:文部科学大臣 厚生労働省所管専門学校:厚生労働大臣 公立大学等:地方公共団体の長 私立専門学校:都道府県知事

(注2)「設置者」・・・学校の設置者(国立大学法人、公立大学法人、学校法人等)

(注3)「機関要件の確認」は、想定される標準的なスケジュールを表示

(※) 8月上旬の推薦期限までに対応できない場合は、9月中旬頃まで受け付ける予定

大学等における修学の支援に関する法律 に基づく政省令について(案)

趣 旨

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)において、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対する授業料等減免制度の創設と学資支給(給付型奨学金)の拡充を講ずることとしている。

この法律に基づき、本制度を適切に実施するため、以下の事項を定めることとし、授業料等の減免に関することは「大学等における修学の支援に関する法律」の政省令において、給付型奨学金に関することは(独)日本学生支援機構法の政省令において規定する。

概 要

1. 政令の主な規定事項

下線は「制度の具体化の方針」(平成30年12月関係閣僚合意)で示された事項を補完する内容

以下の2政令において、下記の事項を規定する。

- ・大学等における修学の支援に関する法律施行令
- ・大学等における修学の支援に関する法律の施行に関する関係政令の整備及び経過措置に関する政令

(1) 授業料等減免・給付型奨学金の金額

- ・大学等の種類、設置者ごとに、授業料等減免の上限額及び給付型奨学金の金額を規定。

※通信制課程・夜間学部の減免額、高等専門学校・通信制課程・児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯の給付額も規定

- ・住民税非課税世帯に準ずる世帯の支援額は、住民税非課税世帯の支援額の2/3又は1/3とする。(1/3、2/3の区分の基準額は住民税の課税標準額を基に算出)

- ・支援対象者が無利子奨学金を併用する場合の貸与額を規定。

※調整方法…貸与の上限額：無利子奨学金の上限額－支援額(減免額+給付型奨学金の額)

- ・他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の額の調整(例：職業訓練受講給付金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第7条第1項))

(2) 授業料等減免・給付型奨学金の支援期間

- ・支援期間は、原則として支援対象者が在学する大学等の修業年限とし、編入学等の場合は、最大通算6年とする。

2. 省令の主な規定事項

下線は「制度の具体化の方針」（平成30年12月関係閣僚合意）で示された事項を補完する内容

以下の2省令において、下記の事項を規定する。

- ・大学等における修学の支援に関する法律施行規則
- ・独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

(1) 支援措置の対象となる学生の認定要件

- ①学生及び生計維持者の収入額・資産額に関すること
 - ・収入額：住民税の課税標準額を基に算出される額で規定
 - ・資産額：生計維持者が、2人の場合2,000万円未満、1人の場合1,250万円未満
- ②学業成績・学修意欲に関すること
 - ・高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲や進学目的等を確認する
 - ・予約採用時の高等学校での意欲等の確認、高等学校卒業程度認定試験合格者の対象者、在学採用の対象者の範囲及び意欲等の確認について規定
- ③その他
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・高校卒業後2年以内に入学が認められた者等*であること
 - * 高卒認定試験が受験可能となってから5年の間に合格者となり、2年以内に入学が認められた者等

(2) 学生が支援措置を受けられる大学等の確認要件（機関要件）

- ①実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上配置されていること
 - ②法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること
 - ③厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること
 - ④財務諸表等の情報・教育活動に係る情報を開示していること
 - ⑤大学等の経営基盤・収容定員の充足率に関すること
- ※専門学校の収容定員の充足率に関する基準については、その実態を踏まえて、経過措置を設定

(3) 他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の額の調整

- ①対象者（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の受給者等）
- ②調整後の給付型奨学金の額（0円とする）

(4) その他

支援対象者の認定手続、機関要件の確認手続等について規定

施行日

大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和2年4月1日予定）

〔省令に規定する給付型奨学金の予約採用及び機関要件の確認に係る準備行為は、公布後直ちに実施〕

- ※ なお、以下の事項については、引き続き文部科学省において検討し、追って省令で規定することを予定
- ・家計急変時の支援対象者の認定に関すること
 - ・進学後の学業成績の基準（GPA等が下位1/4に属することが連続する場合）における「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例」に関すること 等